

○財務省令第八十三号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十六条第一項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

財務大臣 鈴木 俊一

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）</p> <p>第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 令和二年九月一日から令和四年三月三十一日までの間に、消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、</p>	<p>（法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合）</p> <p>第三十五条 法第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 令和二年九月一日から令和三年十二月三十一日までの間に、消費者が小売販売業者から製造たばこを法第三十三条第一項又は第二項の規定による認可に係る小売定価（以下この号において「小売定価」という。）により購入することに伴い、</p>

当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和二年度及び令和三年度の一般会計予算におけるマイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。

「七 略」

当該消費者に対し、当該小売販売業者その他の小売販売業者の負担により財産上の利益が提供され、かつ、当該財産上の利益の提供に要する費用に対し、令和二年度及び令和三年度の一般会計予算におけるマイナポイント事業費補助金（以下この号において「マイナポイント補助金」という。）を財源とする補助を受ける場合であつて、小売定価又は小売定価からこれに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額（以下この号において「小売定価等」という。）に対する当該財産上の利益の割合が百分の二十五（小売定価等に対する、マイナポイント補助金による補助を受けて既に当該消費者に対して提供した財産上の利益の総額と五千円との差額の割合が百分の二十五より少ない場合にあつては、その割合）であるとき。

「七 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。